

## 「大阪市民のみなさんへ」の掲載基準

1. 市民にとっての必要性、緊急性、有益性を第一に考えた情報を掲載する。

2. 掲載は、以下の項目を総合的に勘案し、決定する。

- ・内容

- (1) 市民の生活（生命、財産、権利義務等）に関するもの

- (2) 法や条例等、行政の義務に基づくもの

- (3) 上記以外で市民に必要、有益な情報と考えられるもの

- ・実施主体

- (1) 市が実施するもの（主催・共催等を含む。ただし、後援は除く）

- (2) 外郭団体又は独立行政法人、指定管理者等が実施するもの

- (3) 国又は府、その他の公共機関等が実施するもの

- (4) その他

- ・実施期間等

- (1) 掲載月の6日～翌月5日までに実施する（又は実施期間に含む）もの

- (2) (1)の期間以外の実施であっても、掲載をする必要がある（又は掲載により効果が見込まれる）もの

- ・その他、政策企画室長が必要と認めるもの

3. 掲載できない記事

- ・市民を対象としていないもの

- ・個人の営利等を目的とするもの

- ・宗教活動を目的とするもの

- ・その他、掲載がふさわしくないと政策企画室長が認めるもの